

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(432)の2 - 略 -	(1)～(432)の2 - 略 -
(433) 銃砲刀剣 猟銃等講 現に銃砲 類所持等取締法 習手数料 刀剣類所 第5条の3第1 持等取締 項の規定に基づ 法第4条 く猟銃及び空気 第1項第 銃の取扱いに関 1号の規 する講習会の開 定による 催 許可を受 けて猟銃 又は空気 銃を所持 している 者及び同 法第5条 の2第3 項第2号 に掲げる 者に対す る講習会 にあって は3,000 円、その他 の者に対 する講習 会にあっ ては <u>6,800</u> 円	(433) 銃砲刀剣 猟銃等講 現に銃砲 類所持等取締法 習手数料 刀剣類所 第5条の3第1 持等取締 項の規定に基づ 法第4条 く猟銃及び空気 第1項第 銃の取扱いに関 1号の規 する講習会の開 定による 催 許可を受 けて猟銃 又は空気 銃を所持 している 者及び同 法第5条 の2第3 項第2号 に掲げる 者に対す る講習会 にあって は3,000 円、その他 の者に対 する講習 会にあっ ては <u>6,900</u> 円
(434) - 略 -	(434) - 略 -
(434)の2 銃砲 猟銃操作 <u>12,300円</u> 刀剣類所持等取 等技能講 締法第5条の5 習手数料 第1項の規定に 基づく猟銃の操 作及び射撃の技	(434)の2 銃砲 猟銃操作 <u>12,700円</u> 刀剣類所持等取 等技能講 締法第5条の5 習手数料 第1項の規定に 基づく猟銃の操 作及び射撃の技

能に関する講習

(435)～(440)の4 - 略 -

(440)の5 銃砲 年少射撃 9,700円

刀剣類所持等取 資格講習

締法第9条の14 手数料

第1項の規定に

基づく年少射撃

資格の認定のため

の講習会の開催

催

(441)～(469) - 略 -

(470) 警備業法 機械警備 38,000円

第42条第2項第 業務管理

1号の規定に基 者講習手

づく機械警備業 数料

務管理者講習

(471)～(478) - 略 -

2 - 略 -

能に関する講習

(435)～(440)の4 - 略 -

(440)の5 銃砲 年少射撃 9,800円

刀剣類所持等取 資格講習

締法第9条の14 手数料

第1項の規定に

基づく年少射撃

資格の認定のため

の講習会の開催

催

(441)～(469) - 略 -

(470) 警備業法 機械警備 39,000円

第42条第2項第 業務管理

1号の規定に基 者講習手

づく機械警備業 数料

務管理者講習

(471)～(478) - 略 -

2 - 略 -

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第 4			別表第 4		
対象者	区分	金額	対象者	区分	金額
(1)～(19) - 略 -			(1)～(19) - 略 -		
(20) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者		8,600円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認にあつては、3,800円）	(20) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者		8,700円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認にあつては、3,800円）
(21) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者		11,000円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認にあつては、3,300円）	(21) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者		12,000円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認にあつては、3,300円）
(22) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者		11,000円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認にあつては、3,300円）	(22) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者		12,000円（当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認にあつては、3,300円）
(23)～(27) - 略 -			(23)～(27) - 略 -		
備考 - 略 -			備考 - 略 -		